

2020年度 らふたあ事業計画

『 居宅介護・重度訪問介護・同行／行動援護・移動支援事業 』 第10期

2020年 4月1日～2020年3月31日
(2010年12月開設 事業開始より9年)

【はじめに】

「障害の有無、性別、年齢に関係なく、人としての尊厳を踏みにじられないことがない」
社会であってほしいと私たちは望む。生きていく中で、つまずきを感じ、壁にもあたってきた。その時、周りの人たちの支えがあって今に至っていると感じる。ヘルパーという仕事を選択し、生きがいを感じさせてくれたのは利用者であった。人に必要とされると実感し、誇りに思える仕事と感じられた。ヘルパーは現場に入ると、多くは批判を受けず、ともすれば、それでいいと思ってしまうところがある。色々な悩みを話せる人（場所）があつてこそ自信になる。互いに支えあえる場でありたい。関係する人全てで育てていきたい。

【契約者の状況：2020年3月31日現在】

契約者数

	男性	女性	合計
居宅介護	13名	12名	25名
移動支援	22名	20名	42名
契約者数	35名	32名	67名

年齢構成

	10代	20代	30代	40代	50代	60歳以上	合計
男性	0名	6名	7名	4名	3名	8名	28名
女性	0名	2名	5名	9名	4名	4名	24名
計	0名	8名	12名	13名	7名	12名	52名

障害支援区分

	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
男性	1名	0名	0名	5名	3名	7名	12名	28名
女性	1名	0名	3名	5名	3名	6名	6名	24名
計	2名	0名	3名	10名	6名	13名	18名	52名

1) 利用者支援の具体的なあり方

『共通』

1. 家族や行政等の関係機関との連携を図りながら、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め、地域生活を行えるように支援する。
 - ・利用者のニーズを受け止め、個々に配慮を要する場合以外は、全ての人に平等に同じ内容で提供するように努める
 - ・不正となる疑いは排除し、適正な請求業務を遂行する。
 - ・居宅介護（身体介護、家事援助、通院介助）
 - ・同行援護（視覚障がい者の外出支援）
 - ・重度訪問介護（重度障がい者の身体介護、家事援助、外出支援等）
 - ・行動援護（重度の知的・精神障害がある方の支援 本年度より開始する）
 - ・移動支援（屋外での移動に困難な障がいがある方の外出の支援）
 - ・重度障害者入院時コミュニケーション支援（入院時における医療機関との意思疎通を図る支援）
 - ・介護保険（訪問介護）
 - ・福祉有償運送（移動支援を目的とする補助、及び移送のみの希望にも応える支援）
2. 指定相談支援事業所との連携を図り、居宅介護支援計画及び訪問介護計画の作成を行う。
3. 居宅介護支援計画及び訪問介護計画に基づいた支援の提供を行う。

2) サービス提供について

『共通』

1.営業日・時間

- ・月曜日～金曜日（但し、国民の休日、12月29日（火）～1月4日（月）は除く）
- ・9時～18時

2.サービス提供可能な日・時間

- ・月曜日～日曜日 ・24時間

3) 法人内利用者について

- ・はなのこみち入居者の余暇を充実させるため、利用者と共に積極的に移動支援の計画をたて、支援する。
- ・日中系事業所の利用者家族の介護負担軽減を目的とした居宅支援（入浴介助、見守り等）を進めていく。また、緊急時に対応できるように利用者ごとに合った個別支援計画を作成する。

4) 新規利用者受け入れ予定

- 1.各区基幹相談や指定相談事務所からの問い合わせに対して、職員の配置状況や登録ヘルパーの稼働状況等をふまえた上で検討を行い、適宜契約を行っていく。また、現利用者のニーズ整理を行い、指定相談事業所などの関係機関と連携を図りニーズに沿った支援を行っていく。
- 2.介護保険（訪問介護）事業は、障害福祉サービス同様に新規利用者の契約増を行っていくべく、登録ヘルパーの空き状況（特に障害分野とかぶらない時間帯）を把握し、利用者登録ヘルパーのマッチングを行っていく。また、障がい支援から介護保険に移行される利用者に関しても、介

護支援専門員などの関係機関と連携をはかり、本人のニーズに沿った支援を行っていく。

5) 職員について

- 1.情報を共有し、同じ方向性を持ち、対応する組織づくりをする。
- 2.はなのこみち利用者の余暇を充実させるため、利用者と共に積極的に移動支援の計画をたて、支援する。
- 3.はなのこみち入居者の入浴を他部署の職員に応援してもらい支援する。
- 4.モンキーバナナ、サニー・サイト、サニー・バナナの保護者の高齢化に伴い、緊急事態にすぐ対応できるように利用者の入浴介助など居宅支援を進めていく。
- 5.サービス提供責任者の力量を上げるために、研修会への積極的な参加や内部での研修を通じて、利用者の状況や希望を常に把握していく。また、専門資格（同行援護、行動援護等）の取得に向け、積極的に講習への参加を行っていく。
- 6.サービス提供責任者3名体制（専従1名・兼任2名）で現利用者の連絡・調整等、様々な相談にきめ細かく対応を行い、必要に応じて、指定相談支援事業所や他の関係事業所と連携を図りニーズに応じていく。また、事務所内業務も各担当を設け一人一人の職員が責任を持って行っていく。
- 7.登録ヘルパーが行っている支援の助言、伝達、指導を行い、質の高い支援の実現に繋げる。また月に2度行っているヘルパー会議で研修の時間を設け、専門的な知識、技術の向上に努めていく。
- 8.登録ヘルパーがより多く、事業所に顔を出して、情報交換できる場を提供する。
- 9.定期的に行われる移動支援ネットワークに参加し、常に最新の情報を入手する事を心掛け、利用者、登録ヘルパーへの情報提供に努めていく。また、同ネットワーク主催で行われる研修等にも積極的に参加していく。
- 10.定期的に行われる障がい支援の訪問介護事業所の集まりに参加し、常に最新の情報を入手する事を心掛け、利用者、登録ヘルパーへの情報提供に努めていく。
- 11.全職員が健康診断を受け、健康状態の維持と異常の早期発見、治療を行っていく。また、登録ヘルパーへ健康診断の受診を促していく。

6) 登録ヘルパーについて

- 1.多様化する利用者からのニーズに答えきれていない現状があるため、令和2年度も積極的に登録ヘルパーの新規採用を行い、既存の登録ヘルパーの業務以外を掘り起こし、サービスの提供に努めていく。
また、専門的な資格（介護福祉士等）を取得しやすい環境づくりを行い、専門的知識、技術等の向上に協力していく。
- 2.新しい登録ヘルパーを対象とし、職員又は熟練したヘルパーによる同行訪問を実施する。
- 3.訪問時に利用者の心身の変化が生じた場合、速やかに管理者及びサービス提供責任者に連絡を行い、適切な対応を行っていく。
- 4.現状の登録ヘルパーは、男性17名（内8名他部署兼務）、女性29名（内15名他部署兼務）
- 5.人材開発支援助成金の「一般訓練コース」を活用し、現在、行動援護対象者のヘルパーに「行動援護従業者養成研修」の資格取得を推進していく予定。（予定者：15名）補助率：30%

7) 指定の有効期間について

- ・居宅介護 → 平成28年12月 1日から令和4年11月30日まで
- ・同行援護 → 平成29年10月 1日から令和5年 9月30日まで
- ・行動援護 → 令和 2年 5月 1日から令和8年 4月30日まで
- ・介護保険 → 平成27年 1月 1日から令和2年12月31日まで